

子ども・子育て支援新制度で 何が変わるの？

保育園・認定こども園・くすのき保育園



現在の子育てをめぐる状況を踏まえ、乳幼児期の教育・保育などに総合的に取り組む、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的にスタートします。

(1) 施設や事業の利用のために「認定」が必要となります

保育園等を利用する場合、在園中の方も含め、保護者の申請により「認定」を受ける必要があります。（見島保育園または相島季節保育所を利用する場合、「認定」を受ける必要はありません。）

お子さんの年齢	保育の必要性	認定区分	利用区分	利用できる施設
満3歳	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	—	認定こども園(教育利用)
以上	あり	2号認定(保育認定)	保育標準時間：最長11時間 保育短時間：最長8時間	保育園 認定こども園(保育利用)
0～2歳	あり	3号認定(保育認定)	保育標準時間：最長11時間 保育短時間：最長8時間	保育園 認定こども園(保育利用) くすのき保育園

(2) 保育園・認定こども園(保育利用)・くすのき保育園を利用する場合、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です

- ① 就労(月48時間以上)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として萩市が認める場合

(3) 保育の必要量に応じて「利用区分」が分けられます

3つの認定区分のうち、「2号認定」または「3号認定」を受ける方は、保育の必要量（それぞれの世帯の就労実態等）に応じて、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育標準時間・・・主にフルタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長で11時間

保育短時間・・・主にパートタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長で8時間

(4) 個別の事情により優先利用の調整を行います

ひとり親家庭や子どもが障がい等を有する等の場合、施設の優先利用に配慮します。なお、保育料を滞納している場合や同居の親族が子どもを保育できる等の場合、優先度を調整することがあります。

1号認定

2号認定
3号認定

施設の利用区分のイメージ

7:00	8:30	10:00	14:00	16:30	18:00	19:00
保育標準時間（最長で11時間までの利用に対応）					延長保育	
延長保育		保育短時間（最長で8時間までの利用に対応）			延長保育	
一時預かり		教育標準時間			一時預かり	

◆あくまでイメージであり、全ての施設が上記の開始・終了時間となるわけではありません。

1号認定

2号認定
3号認定

保育料は所得に応じて決まります

保育料は、保護者の所得状況に応じて算定されます。また、保育園・認定こども園（保育利用）の保育料は、これまでの「所得税」から「市民税」に算定根拠が変わります。

市民税額が定まる年度途中に保育料が変更になります

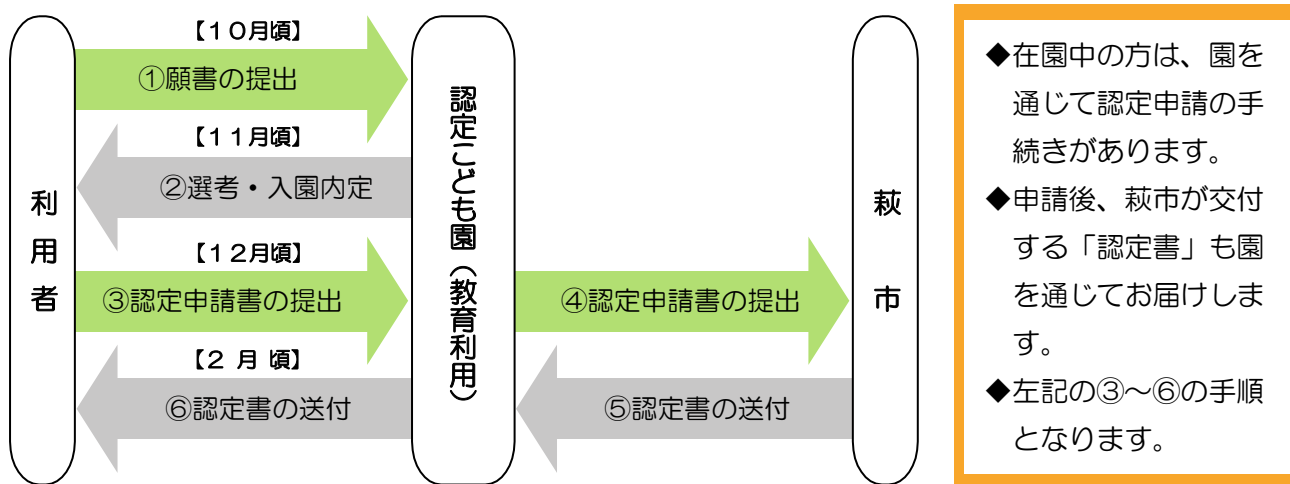
平成27年4月～8月の保育料は、平成25年中の所得に対する平成26年度市民税額に、平成27年9月～平成28年3月の保育料は、平成26年中の所得に対する平成27年度市民税額に基づき決定する見込みです。

◆保育料とともに施設ごとに実費負担や特定負担等をご負担いただくことがあります。なお、「保育短時間認定」の保育料は「保育標準時間認定」の保育料と比較して、若干低く定める予定です。

施設の利用手続きの流れ

1号認定 認定こども園（教育利用）の場合

12月1日（月）～24日（水）の期間にこども園を通じて申請を行い、「認定」を受ける手続きが必要です。認定を受けた場合、「認定証」を交付します。



2号認定
3号認定

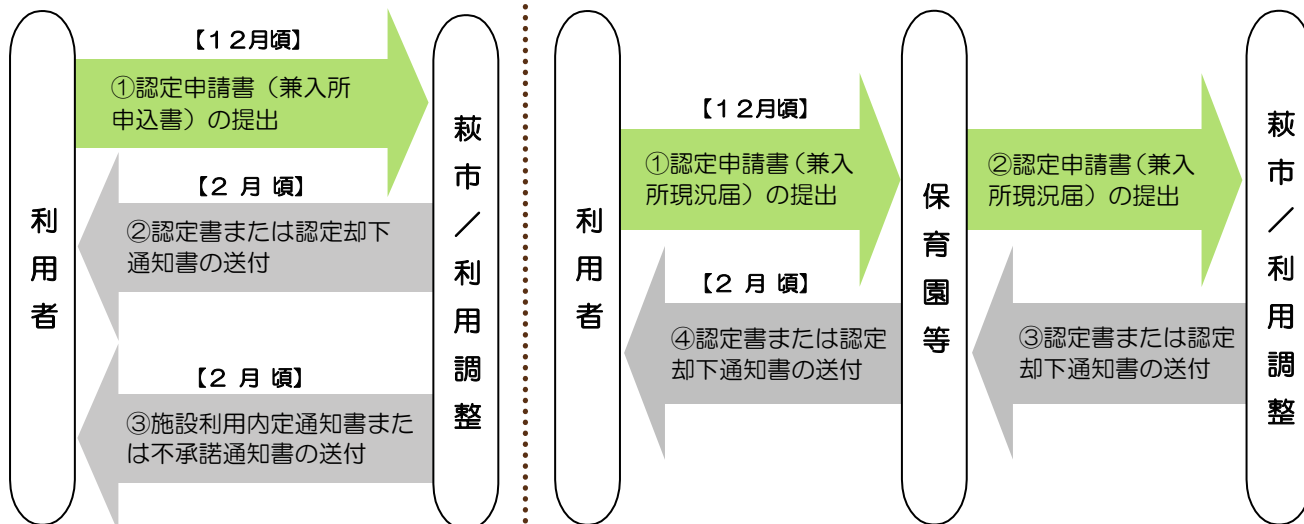
保育園・認定こども園（保育利用）・くすのき保育園の場合

◆来年4月からの入園の申請

12月1日（月）～24日（水）の期間に「認定申請書（兼入所申込書）」を受け付けます。

◆在園中の方の申請

12月1日（月）～24日（水）の期間に現在利用している保育園等に「認定申請書（兼入所現況届）」を提出して下さい。詳しくは在園中の施設を通じてお知らせします。



子ども・子育て支援新制度 Q&A

Q 新制度の保育料はどうなりますか？

A 国が定める基準を上限として萩市が定めますが、国の基準についての検討が続いていることから、新制度の保育料が確定するのは平成27年3月末になる予定です。なお、萩市が定める保育料は、従来と比較して大きな変動が無いように考慮していく予定ですが、「所得税」を基にした算定から「市民税」を基にした算定に変わることから、保護者の所得状況が変わらない場合でも、従来の保育料から変動する場合があります。

Q 保育園を希望していますが認定書が交付されれば必ず入園できますか？

A 「保育を必要とする事由」に該当していれば「認定書」は交付されます。施設の利用内定は、「利用調整」で決定します。「保育の必要性」の認定と「利用調整」は、それぞれの基準に基づき行いますので、「認定書」が交付されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。

Q 認定こども園（教育利用）での認定はどうなりますか？

A 認定こども園（教育利用）に入園する場合、入園が内定した園を経由して認定を受けていただくことになります。この場合、「1号認定」という認定区分になります。

Q 共働きで認定こども園（教育利用）と保育園等を併願する場合、どのような認定を受ければよいですか？

A 共働き世帯であっても認定こども園（教育利用）を希望される場合、保育園等の利用も希望されるかにより必要な手続きが異なります。保育園等の利用希望もある場合、まず「2号認定」を受けていただき、その後、実際の認定こども園（教育利用）または保育園等の利用状況を見て、萩市が認定を維持するか、変更するかを決めていくことが想定されます。

Q 認定こども園に移行する幼稚園の「預かり保育」に変更はありますか？

A 幼稚園の「預かり保育」は、認定こども園に移行後も「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料等は変更になることがありますので、ご利用の際に直接、施設にお尋ね下さい。

お問い合わせ先

☆ 萩市保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話 0838-25-3536
FAX 0838-25-3225
メール kosodate@city.hagi.lg.jp

☆ 国 新制度ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>
(内閣府 ⇒ 内閣府の政策を探す ⇒ 子ども・子育て支援 ⇒ 子ども・子育て支援新制度)